

## 鳥取市観光協会郷土芸能団体等登録制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、鳥取市内で開催される各種コンベンション（(財)とっとりコンベンションビューロー並びに鳥取市が開催支援するものに限る。）において、コンベンション主催者等（以下「主催者等」という。）の依頼により鳥取市の郷土芸能等を派遣するための団体等を登録する「鳥取市観光協会郷土芸能団体等登録制度」について必要な事項を定めるものとする。

### (登録の基準)

第2条 登録の対象となる郷土芸能団体等は、鳥取市に古くから受け継がれてきた芸能やそれにアレンジを加えて大衆化したもののほか、鳥取市にちなんだ芸能等を考案し、広めようと活動している団体や個人とする。

### (登録の申請)

第3条 鳥取市観光協会郷土芸能団体等として登録を受けようとする者は、鳥取市観光協会郷土芸能団体等登録申請書（様式第1号）を鳥取市観光協会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

### (登録審査及び決定)

第4条 会長は、前条の規定による申請があった場合は、これを審査し、第2条の登録の基準に適合するものと認めるときは、登録を決定し、当該申請者に対し鳥取市観光協会郷土芸能団体等登録通知書（様式第2号）によりその旨を通知するものとする。

2 会長は、第2条の登録の基準に適合しないと判断するときは、申請を却下し、その理由を付して、当該申請者に対し鳥取市観光協会郷土芸能団体等登録却下通知書（様式第3号）によりその旨を通知するものとする。

### (登録内容の変更)

第5条 第4条第1項の規定により登録された団体等（以下「登録団体等」という。）は、その登録内容に変更があったとき、又は解散したときは、速やかに鳥取市観光協会郷土芸能団体等登録内容変更届出書（様式第4号）により会長にその旨を届け出なければならない。

2 会長は、前項に定める鳥取市観光協会郷土芸能団体等登録内容変更届出書が提出されたときは、これを審査し、妥当と認めるときは、届出者に対し鳥取市観光協会郷土芸能団体等登録内容変更通知書（様式第5号）により通知するものとする。

### (登録の抹消)

第6条 会長は、登録団体等に関して、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、登録を抹消することができる。

- (1) 虚偽の申請により登録されたとき。
- (2) 登録の基準に適合しなくなったとき。
- (3) 解散したとき。
- (4) その他会長が抹消を相当と認めるとき。

2 会長は、前項に規定する登録の抹消を行ったときは、登録団体等に対し、鳥取市観光協会郷土芸能団体等登録抹消通知書（様式第6号）によりその旨を通知するものとする。

(登録の期間)

第7条 登録の期間は、登録した日から当該日の属する年度の翌々年度の3月31日までとする。

(登録の更新)

第8条 登録団体等は、登録期間終了後、引き続き登録を受けようとするときは、登録期間の更新をすることができるものとする。

2 前項の規定により登録期間の更新を申請する者は、その登録期間が満了する1ヶ月前までに、鳥取市観光協会郷土芸能団体等登録更新申請書(様式第7号)を会長に提出するものとする。

3 前項の規定による更新の申請があった場合は、これを審査し、登録の更新を決定する場合は、当該申請者に対し鳥取市観光協会郷土芸能団体等登録更新通知書(様式第8号)により、また申請を却下する場合は、鳥取市観光協会郷土芸能団体等登録更新却下通知書(様式第9号)によりその旨を通知するものとする。

4 前項の規定により更新される期間は、登録が満了する日から3年間とする。

(情報提供)

第9条 会長は、登録団体等の名称、活動内容その他必要な情報を市民並びに主催者等に提供するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年 8月 9日から施行する。